

Title	流転する中世文書への視角：園城寺文書・東大寺文書の事例
Sub Title	
Author	古川, 元也(Furukawa, Motoya)
Publisher	三田史学会
Publication year	2012
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.1/2 (2012. 3) ,p.283- 299
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	シンポジウム
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120300-0283

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

流転する中世文書への視角

——園城寺文書・東大寺文書の事例——

古川元也

はじめに

本稿では、三田史学会シンポジウムで報告された各報告のうち、中島圭一氏による中世史料の紹介「古文書室所蔵の園城寺文書と東大寺文書」（以下「中島報告」とする）についてのコメントをおこない、あわせて大学に附属する施設としての古文書室の果たす役割について言及する。その際に、切り口として用意したキーワードは、一、古文書を蒐つめる、二、古文書を観じる、三、古文書を遺こす、という三点である。近代的組織として発達してきた大学に伝わるこれら古文書は、人為的な蒐集、研究・教育の場での利用、財産としての維持、保管、伝達が特徴的であり、それぞれの問題点について考慮しておくことは、古文書室に保管される史料の有効活用に向

けて大切なことであると考えるからである。

一、古文書を蒐つめる

慶應義塾の所有する古文書、典籍には文学部古文書室、図書館貴重書室、斯道文庫などによるものがある。これらは、それぞれが性格を異にするものの塾関係者である個人、あるいは選書担当者等による蒐集の方針に照らされ長期にわたって蒐集されてきたものである。

これらの文書が蒐集しうる背景には、前提として文書が旧所有者の手を離れているという事実がある。近世から近代への大きな変革期、終戦後の混乱期などに寺社や個人文書の散逸があり、結果として文書所有権の移動が行われているのである。このような所有権の移動は複数回に及ぶことも稀ではなく、媒介する者が多ければ多い

程、当初の保管形態、文書そのものの形態に変化が及ぶ可能性は高くなる。文化財の蒐集は、ある意味では保護といえるものの、その前提には文化財滅失の危機が存在しているという皮肉が存在するのである。古文書室の保有する文書群は保護された文化財には相違ないが、その背景には多くの散逸があり、一部が偶然にも善意の研究家―野村兼太郎氏―の手を経て伝えられてきたことの意味は大きい。

中島報告との関係でいえば、これら文書が業者―いわゆる古文書屋―の手を経て、体裁を繕うために成巻された場合には、成巻そのものの意味が失われている場合も多い。普通、文書はその所有者の正統性を示すため、重代手継の公験であることを重要とする。文書が綴合された卷子本は、散逸を防ぐための形態的な方便であり、文書に群としての意味を与えている。ところが、ひとたび市場に流通した文書は、ある場合には綴合を解かれ、ある場合には同類と判断されたもの同士が組み合わされ、体裁を優先されて取引される。もちろん、新たな綴合に対する判断には歴史的文脈を無視した誤断も多く、群としての意味は全く失われている。かなり良心的な古書肆であっても、古文書は売物(商品)以外の何物でもなく、

見栄え・体裁が重視されるのは当然のことである。場合によっては、群を解かれた文書は一紙ごとに掛幅に仕立てられ、その過程では料紙は裁たれて容姿すら改変されてしまう。軸装に仕立てられ、茶席での鑑賞の対象になり得る文書であれば、付加価値は増すが、料紙などを通じて得られる情報は著しく減じる。古文書室蒐集文書はその意味では比較的健全ではあるものの、蒐集であることの限界は有している。

とはいえ、中島報告で扱われた中世文書については蒐集の先見性を挙げておかなければならない。古文書室に保管される史料は近世期以降の文書が圧倒的に多く、中世文書は少数である。このことは野村兼太郎氏の研究・興味関心を反映していると思われるが、史料の絶対的な伝存量や流通量にも関係がある。現在でも近世期以降の文書は比較的多く流通し、群としての蒐集も可能であるが、中世文書の流通はきわめて稀で、文書群としての蒐集は困難である。

野村氏が自身の研究関心とは直接に関係しないながらも、あえて中世文書を蒐集したのは戦前という时期的な幸運もさることながら、教育的配慮も考えられる。蒐集文書には報告での指摘の通り、いくつかの複製品が含ま

れている（丸囲数字は当日の中島報告資料と対応）。

①狩谷掖齋模刻古文書三種（一卷）は法隆寺献物帳の複製（一部）で木版二色刷。

②模刻根岸武香翁藏古田券（一卷）も①と同様の程度の良い複製である。

コロタイプ印刷や、木版多色刷の技法を用いたこのような複製品は、昭和初期頃に流行した時期があり、両者も当該期の作成にかかるかと推察される。これらは奈良時代の正倉院文書、平安時代の田券などであるから、野村氏の研究に直接関係したものは思われない。史料の分かりやすさを考えれば教育的見地から、古代文書の見本として蒐集に加えたとする中島報告の推測は首肯しうる。

このほか、原文書には、左記に言及するもの複数があ
るが、ここでは蒐集の経緯がわかる一卷を取り上げてみ
たい。

⑦第七十六函（一卷）端裏書等あり。鉛筆による文書への書き込み僅かにあり。

この成卷文書は「左弁官下文」、「某注進状」（紙背注意）、「東大寺文書目録」（鎌倉時代）、「兵庫北関公用銭注進状」（文安二年）、「康永二年年預五師等利銭借錢

状」などからなっており、東大寺文書であるという共通項以外には文書群としてのまとまりはない。中島報告によれば、このうちの一通は文書の蒐集家として知られる「保阪潤治氏持参」で、東京大学史料編纂所において昭和十一年五月に撮影、レクチグラフとされているので保阪潤治氏旧藏文書であったことが知られる。保阪文書は現在ではすでに新潟県直江津の蒐集家へと所蔵が変わっているが、一部の文書はそれ以前の段階で分離されて人手に渡り、近年再び市場に出現した文書も複数見受けられる。

保阪潤治氏旧藏文書についてはかつて直江津で実見したことがある。現状では複数の帖仕立て「筆陳」および卷子として保管されている。帖には台紙より文書がはずされた痕跡も散見するがどの時点での出来事かは定かではない。台紙には雲母引きが施してあり、⑦所収文書の料紙紙背には雲母を残すもの（図1「承安元年十月十七日佐保田殿田嶋売買注進状」）があるため、両者は関連をもつものであるかもしれない。この「筆陳」に副えられている「辻善之助氏書簡」によれば、昭和九年頃に保阪氏所蔵となり、昭和二十五年ころには現所蔵者に譲られたものと判る。保阪文書中の一帖には「覚書」が付属



図1

しており、そこには「此の帖、長府子爵毛利氏之旧蔵也、昭和拾八年拾一月、重要美術品に認定せらる、帖中時宗懐紙有之、尤も珍也、昭和十九年三月一日 保阪潤治」とあり、毛利氏旧蔵文書が保阪氏の手に渡り、昭和十九年に重要美術品に認定されていることが確認できる。戦前は中世文書が蒐集家や業者の手を経て離合集散しながら市場に多く出まわっていた。中島報告で⑦文書の内のいくつかが東大寺文書からの別れ品である点を指摘しているように、戦前における文書の散逸と蒐集の好事例で、ここでの文書の移動を示せば次のようになる。



さらに⑦の卷子自体は、付属の書状により京都の古書肆から入手したことが判明する(「」は改行)。

拝啓、每之御用命に預り難有厚く御礼申上候、「」扱、今般左記の古文書の売却依頼せられ候に付「取急御報告申上候間、現品は早速に御送付申」上候に付、折返し御報乞度候、「

記

一、五万五千円也 永久五年外古文書 十二通 一

卷

以上

乍不文明、写し全封仕候間、御一覽乞度候、」誠に
怖入候らへ共、至急御通知相侍申居候、

昭和卅三年五月廿四日

竹僊堂⁽³⁾

野村兼太郎先生

右書状によれば、昭和三十五年五月、京都の書肆竹僊堂から五万五千円での購入である。「毎之御用命」とあるので一見の客ではなくある程度の昵懇で、同店が史料入手先の一つであったことが窺える。同書肆は現存し、どちらかといえば中世古文書を中心とした時代のある文書を扱う老舗で、野村氏が近世地方文書を物色したとは思われない。当初から、蒐集にはこのような中世文書も視野に入れられていた可能性もある。

現在、⑦のような史料が市場に出現することは少なく、資金があればコレクション形成をできる時代ではない。仮に史料が出現しても極めて高額となり、唯一性をもつ中世文書の適正価格は存在しないから価格は下落しない。教材という形ではあれ、中世文書の正本を蒐集する意図があったのであれば、その先見性に感謝しなければならぬ。

流転する中世文書への視角

二、古文書を観じる

慶應義塾古文書室の史料に対する第二の視点は、古文書を観じる必要性の指摘である。観じるは「感じる」ではなく、観察に基づく徹底的な思惟であり、文書を文字列ではなくモノとして見よということである。研究の素材である史料は、活字化された刊行史料が従前にもまして充実した。また、情報化社会の著しい進展によって文字通りテキストとしての史料は一層身近なものになった。ところがその過程でなされてきたテキストの標準化・統一化は、史料に含まれるごくわずかな差異やニュアンスをも抹消し、均質ではあるものの、奥行きのない多くの史料を生み出してしまっている。勿論、史料の活字化や画像データ化は史料へのアプローチを一般に広く開放し、機会の公平性、平等制をもたらしているのだが、そのことがモノとしての史料（古文書）研究・追求の価値や重要性を低めたわけではない。

このような現状において、史料をモノとして吟味し、総体的に把握するためには、観じるの必要性があるのではなからうか。いわば史料批判を行いテキストに依拠するという意味での実証主義（史料主義）から、あえて

正文から、訓練された主観^①によつて捉えられる情報をいかに引き出すかという原史料主義へという視座の転換である。料紙、墨痕、筆致にごく普通に十分な情報を有している中世以前の文書からいかに情報を引き出すかは、原本にいかにつ接するか(の訓練)にかかつている。また、箱書や付属文書などの関連情報も看過できず扱ひも重要なる。

実際、史料の編纂に従事すれば文字列以上に多くの情報が原史料から得られることは周知の事実であるし、資料や作品に対峙しない土器研究や絵画研究など存在しない。モノから得られる情報の解釈者としてミュージアム(博物館・美術館)においては原資(史)料に即した観察、研究、考察は当然の作業である⁽⁴⁾。

この点で、大学のもつ古文書室の役割は大きく、原本研究の機会を身近に提供出来ることは重要である。古文書室の中世史料は、蒐集文書という限定付きではあるものの、観じる教材がまさにそこにあることを意味しているのである。蒐集の過程で史料のもつ情報は徐々に減じられ、最近の市場では、古書肆による殆ど破壊に等しい改変をうけている文書も散見するが、野村氏による蒐集の時代には、未だ余り手の入らない文書——いわゆる

「ウブ」な文書——が、近世文書に交じつて市場に出てくる古き良き時代であったのだということが分かる。

そこで、中島報告で紹介のあった、各中世文書についてモノとしての観点からコメントをおこない、加えて古文書室に保管されるいくつかの文書を取り上げてみたい。^③第五十九函六(一卷)は文書紙背の観察が重要であることをよく示している。本紙第五紙目には裏書があり、

この部分の理解が文書の理解に重要となる。第七紙目、十紙目の紙継目に遺される花押は同一のものであり、これらが元来は一連の文書であったことを示唆している。文字や墨色、料紙などの研究には最適な一卷である。

⑥第七十四函(一卷)は紙継目に裏花押がある。また箱書や文書奥書が残されており、文書の伝存経緯が分かる点が貴重。奥書、付属品の重要性を確認できる。

(箱内墨書銘) 寛文十三年癸丑歳九月吉日五室康徳院寄進□

(奥書) 徳治二年六月日 惣領地頭惟宗保信(花押) 注進状

⑧応安五年九月八日 備前守繁高嶋太領神宮土佐国津野本庄所務職請文(一幅)は本来複数の文書とともに寺院などに伝わるはずの証文である請文が単独で掛幅とされ

た好例。典型的な室町時代の所務請文で文字は良い。

⑨仁治三年十一月九日 殿木中子負物返弁解状（一幅）
解状の様式をとる負物返弁状。文字、料紙ともに典型的な鎌倉時代の文書で良質。

⑤供御院預左衛門少尉磯部信貞言上状（一卷）は紙背に不自然な墨影がのこり相矧ぎをされた可能性のある文書である（図2）。相矧ぎとは、和紙が積層した繊維質の集合体である性質を利用して表面と裏面とに分割・矧ぐ技術であつて、上手く行われた場合文書は二通にできる。近世の文人画など墨を潤沢に使用する作品では容易であり、しばしば偽作とはいえない偽作を生み出してしまふ。文書の場合は紙背文書を分離するためにしばしば相矧ぎが行われる。本文書には紙背があつた可能性がある。

この他、古文書室にはいくつかの重要な中世文書群が保管されるが、賀茂社社家、宝鏡院に伝わつた文書のいくつかを紹介したい。

イ、賀茂社家文書

いずれも賀茂社の運営に関係したと思われる文書で、織豊期から近世初頭にかけての京中市政や権力者の交代に付随する安堵、氏子による祭礼の様子が明らかとなる点で貴重な都市史料である。

流転する中世文書への視角

1. 堀内左馬亮充田地安堵状（図3）

天正三年（一五七五）三月、信長は徳政令を出し、門跡や公家衆の借物などを破棄した。本文書はこの徳政に付随して新たに田地を充行う本所土御門家司の充行状であり、徳政に対する公家衆の反応を具体的に示したものである。賀茂家文書中に土御門家の文書が残つたのは、十六世紀には暦道が賀茂在富で絶えて以後三代にわたり土御門家が兼務したためであろう。袖には土御門家当主（有脩カ）の花押が据えられ、この種の充行状の様式を踏まえている。家司の花押が室町幕府奉行人の花押に似ているのも興味深い。

（袖判）

今度御公家中不知行方、棄破仁付、□□便申付、堀内左馬亮拘分之儀、別者対土御門家譜一代家来、殊社役等之儀相勤、年貢納所之田地」参段如先々不可有別儀者也、随而為新扶持棄破之、内々田地式段、充行上者、永代可有知行也、於」向後違乱煩在間敷候、仍状如件」

天正三年十二月三日

本所土御門代 南勝（花押）

堀内左馬亮殿 参る

二八九（二八九）

重代藤原氏也且弘安八年八月日佐后衛門尉之時藤原之孫呂石分
明也捨列裨姓稱磯部行種猶子橫補之令叶道理否云云
此條存外也或出重代累葉之家入他氏而稟姓其跡或雜為異
姓他人身成猶子而相傳所帶者貴賤之通視世之常法也今古
之例不違言舉况不尋例於他家當職之先祖行職者遷三
善氏而安元二年八月日還本姓磯部平又任官之後改姓之輩遠
則女内記藤原重真保安五年正月日改惟宗右兵衛尉中原女賴末萬
二年三月日改平姓女判事坂上明基兼安三年八月日改中原

图2

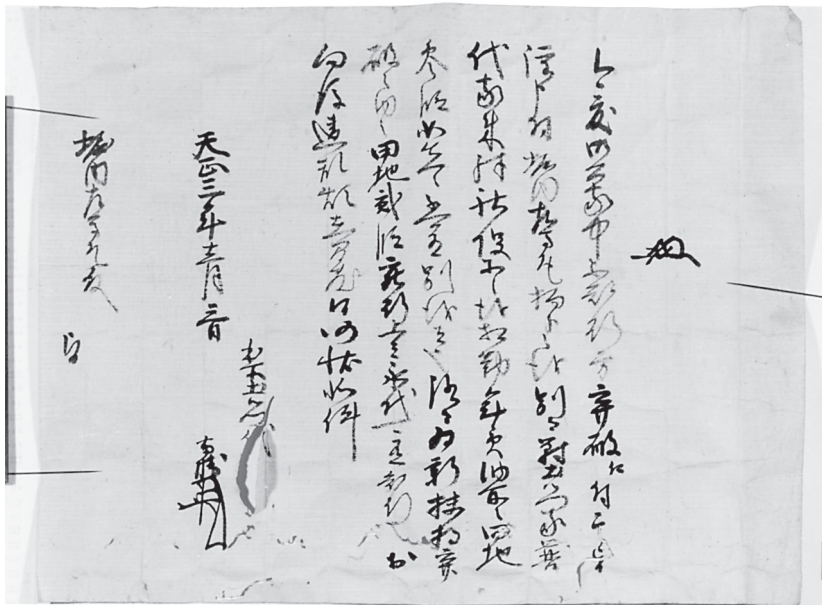


図3

流転する中世文書への視角

2. 前田玄以書状(断簡)(図4)

前欠であることが惜しまれるが、織豊期に活躍した前田玄以の書状である。玄以の書状には写しと思われるものも多いが、本文書は正文として良く力強い花押は一見に値する。この時期の玄以書状はいずれも厚手の楮紙を用い前半袖撫部分はしばしば織維がもめている。

(前欠) 等事、被任「先々旨、御知」行不可有相」違候、恐々謹言

天正十四

八月十八日 民部卿法印 玄以(花押)

清少納言殿 雑掌

(包紙 ウハ書)

清少納言殿

3. 臨時祭御料奉加帳(図5)

「賀茂社臨時祭御奉加之帳」と題するこの史料は、賀茂社臨時祭にかかわる費用負担の詳細を記した奉加帳である。氏人と奉加額が列挙されており、賀茂社の祭礼を支えた市中の人々の構成が判る点が重要である。慶長十五年(一六一〇)、元和九年(一六二二)、寛永八(一六三二)、九、十八、十九年のも

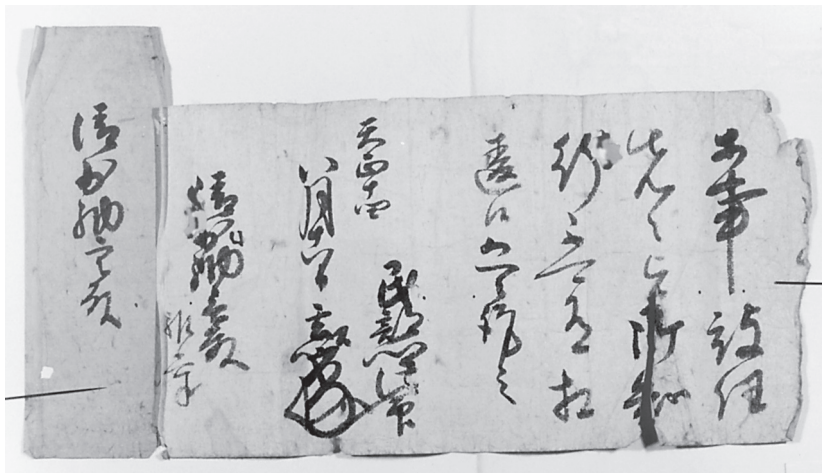


図4

のが残っている。また、これに連なるものとして天正十七年(一五八九)二月吉日付「御造宮二付テ従貴布祢出材木請取帳」(二冊)が存在している。

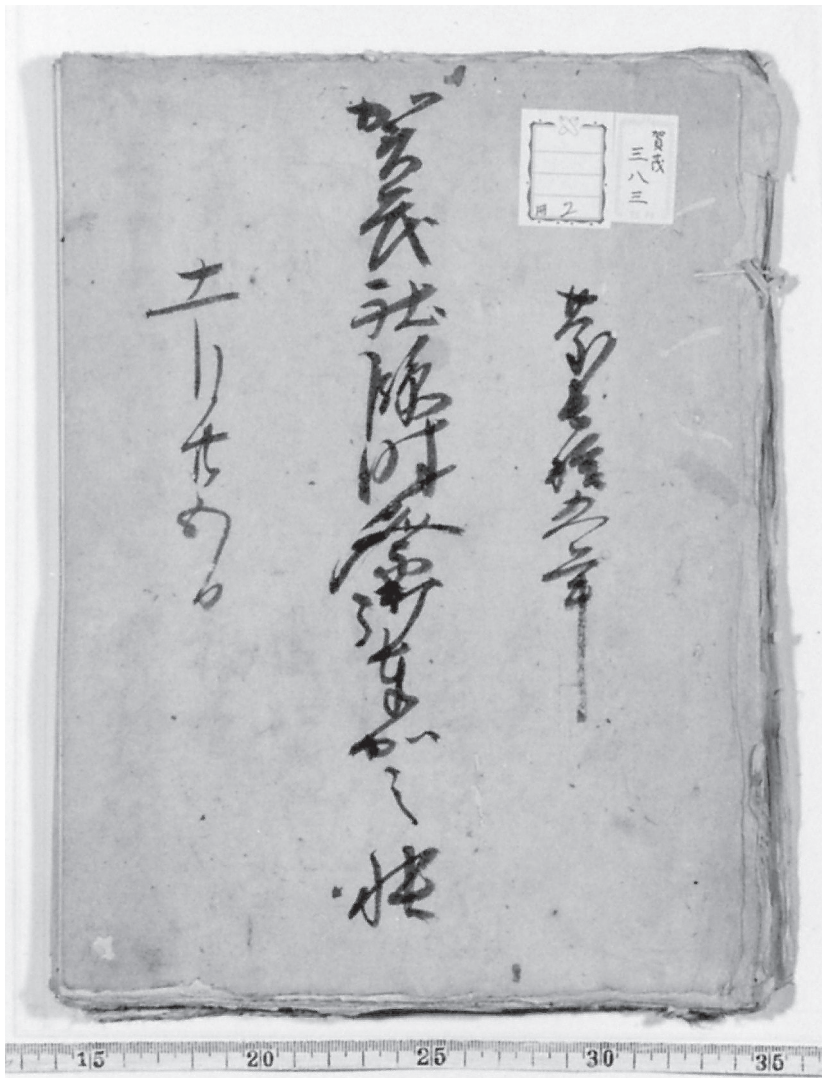
口、宝鏡寺文書

宝鏡寺は京都市上京区寺之内通堀川東入に所在する臨濟宗の尼寺。室町將軍家と関わりが深く比丘尼御所第二席であった。宝鏡寺には文書が伝わるが、古文書室の宝鏡寺文書は杉原氏に案として残されたものが中心となる。

1. 杉原式部丞元助書状案(図6)

杉原氏文書の一部と思われるもので案文が多いことが特徴である。本文書は、折紙に二通分の同日付け案文を認めており、充先の異なる二所への所領安堵の働きかけを記している。案文とはいえ一通には官途名、花押を記し、正文と変わらない体裁をとっている。折紙があくまでも料紙二紙分の代用であり、花押の有無がかならずしも重要ではないことを示している。「たり(多利)村」は兵庫県水上郡春日町に位置し宝鏡寺領として知られるが、「長祿二年(一四五八)十二月十九日付足利義政御判御教書」(宝鏡寺文書)を初見とするようである。古文書室「宝鏡寺文書」には案文ではあるものの康永二年(一三四三)の年貢算用帳(図7)、明応元年(一四

流転する中世文書への視角



二九三 (二九三)

図5

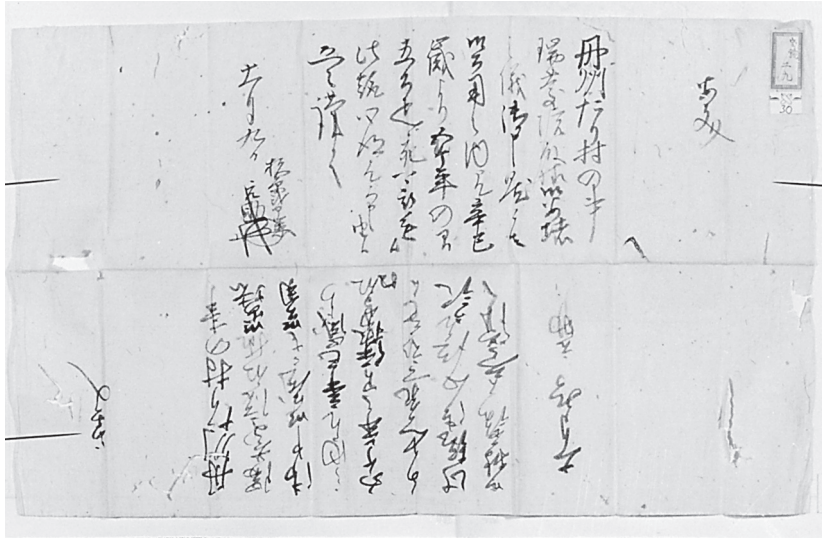


図6

九二) の美濃国守護土岐刑部少輔入道(頼世(頼忠))
 充室町幕府御教書(図8)、同二年尾張国守護畠山伊与
 守(深秋)充室町幕府御教書などがあり、美濃・尾張両
 国の国衙領を女院に沙汰付している。

安文 丹州たり村の事、「瑞慶院殿様御安堵」之儀、
 御申沙汰候者、「御公用之内にて辛巳」歳より五ヶ
 年の間、「五百疋宛可被進候」、「此趣心得候て被申候
 由候」、「恐々謹言、」

十一月九日 杉原式部丞元助(花押)

案文 丹州たり村の事、「瑞慶院殿様御安堵」之儀、
 御申御沙汰候者、御公用」之内にて辛巳歳より」五
 ヶ年の間、伊勢守殿様」千疋宛可被進候、「此趣心
 得候て可預」御披露候、恐々謹言、」

十一月九日 元助

以上のように、古文書室所蔵中世文書にはモノとしての
 の古文書から得られる情報の多い史料があり、意外なほ
 ど利用されている痕跡がない。野村氏の蒐集が近世を中
 心とするものであるという先入観があるのかも知れない。
 史料を観じる訓練の素材を提供しており、史料群そのも
 のについても未着手のものが多く、これら中世史料
 については一層の後究がまたれよう。

美濃國・衙諸御保申年貢所帳

築津寺御	貳百貫文	楊治御	伍貫文
八條御	八十貫文	秋澤御	伍貫文
和智御	七貫文	重土御	三貫文
高山社	十五貫文	桐原御	三貫文
野上御	三貫文	仔奈波社	七貫文
月吉御	七貫文	寺河戸	十八貫文
伊味南	壹貫文	本久利	百四十五貫文
京並上	四十五貫文	春成心	三貫文
伊味北	十五貫文	大志御	二貫文
有武西	二貫文	延余院	二貫文
武藏山田	五十五貫文	居益御	七貫文
衣斐御	三貫文	大谷御	五貫文
田原東	三貫文	多和見御	五貫文
有武東	三貫文	本探有武	三貫文

図7

美濃國衙藏半々事案
 女院也早丁被沙汰付
 御難常之状依仰執達如件
 明徳年六月三日九條
 土波刑部少輔入道殿

図8

流転する中世文書への視角

二九五 (二九五)

三、古文書を遺こす

文書が公験や遺物・遺品として自己の存在理由を語るうるかぎり、寺社であれ、個人であれ、その保管には細心の敬意と注意が払われる。にもかかわらず史料の存続を阻害するものには様々な要因がある。平成二十三年三月十一日の巨大な震災は記憶に新しいところだが、歴史的にみて天災地災、火災や戦乱はこれまでも史料の存続を危うくしてきた要因である。⁽⁷⁾そして何よりも人災。これは直接的に史料に対して危害を加えるということのみならず、史料を伝えていこうという主体の意図とは裏腹に、史料に対する無理解や批判的方針により、その時々や政治的環境が変化し、場合によっては史料が危機的な状況にさらされてきたのである。

史料の蒐集が、散逸と裏腹の関係にあることは冒頭に述べたが、中島報告で指摘のあった、二巻の成巻文書については成巻の意味こそ違うものの大寺院からの流出が明らかかなものである。

③第五十九函六(一卷)はすべてが十五世紀以前の売券、寄進状類であり寺領の変遷に伴って一括で園城寺から流出した可能性がある。報告では、明治十九年以前にはす

でに流出しているとした。

⑦第七十六函(一卷)は、報告では大正年間まで東大寺図書館保管に保管されており、その後部分的に流出ありとする。

また、度重なる書写本の作成を経ながら、結局は所蔵者の手を離れてしまった文書の例が、

④第五十一函(一卷)である。文書に付属する「所三男氏書簡」によれば、複雑な、しかししばしばあり得る写本による伝来の過程を示している。⁽⁸⁾

(書状) 謹上、過日申上候建保五年山城国「陵田坪
付写一卷、本日宝月氏御持参」返却有之候に付、別
便に托して御贈呈「申上候間、御笑納賜度候、
右ハ嘉永の写しに候も、原本は既に所在」を喪ひけ
るもの、如く、勿論大日本史料、「同古文書等」にも
所収無之、而して三条家の蔵印を有する現品が久
邇家の有畝「せる由来、年月等は不分明に候も、旧
臘中」同家よりお道具類と共にお下げ被成「候中
の一品なることを附言致度、幸ひ」今後の御研究の
御役にも立ち候ハ、光栄」此上なく奉存候、
草々敬具

二月廿一日

所三男 拝

野村先生 玉几下

(書状別紙) 右写本建保五年国司注進とあるも、事實は永久元年のものを「建保五年に陰陽博士賀茂在忠が写し、一本を国司に送り」草案一本を子孫に遺したものの、その草案の分を嘉永七年十月「権大納言が賀茂恭保原主をして謄写せしめたものが本書」である。さらに、その原本には明和九年二月十八日、八座左大丞といふ者」が序を附してある。

これによれば、この一巻の成巻文書は所三男氏より野村兼太郎氏に送られたものであり、文書の伝来経路は次のようになる。

永久元年(一一一三)の原史料↓健保五年(一二一七)の賀茂在忠写↓子孫(一本は国司)↓明和九年(一七七二)に序文付す↓嘉永七年(一八五四)の賀茂恭保写↓(三条家)久邇家↓宝月氏電覽↓所三男↓野村兼太郎↓慶應義塾

十三世紀、十九世紀の二度に及ぶ写本の作成によって、文字列そのものは史料として伝わったものの、生活基盤の変化からもはや坪付は不要になったのか賀茂家、三条家から出てしまったと思われる。このことは前近代における大量の写本の作成と、近代以降の流出を顕現してお

り、先に触れた花押のある案文などの存在と併せて、分割され個別に残ってしまった史料の扱いの難しさを想起させる。本史料は由緒が明らかであることにより史料としての価値は担保されている。

ところで、蒐集、保管される古文書は如何ほどの永続性を有するのであろうか。散逸した資料の再結束である個人や組織による蒐集資料については、史料を生み出した組織の存続や正当性の保持といった史料保管の本来の動機が失われている分、さらに状況は深刻である。前述した保阪潤治氏旧蔵文書の事例が示すとおり、著名な蒐集家による管理として例外ではない。個人の蒐集家で数代にわたり史料が維持されることの方がむしろ稀ではなからうか。

このような中で、公(おおやけ)もしくはそれに準ずるものとしての法人の持つ役割が期待されるところであるが、じつは一見合理的に見える近現代の公による管理は、これまで古文書が伝わってきた歴史的経緯を考えればまったく経験の浅いものでしかない。高温多湿の環境、すなわち今日の尺度で見れば劣悪な環境の中で数百年間伝えられてきた史料群が、新しい社会環境の中でそれ以上に伝達されていくかは未知数である。大学・博物館・

公文書館・資料館・図書館による保管は一〇〇年にも満たないうちに、さまざまな問題を抱えてしまっている。国公立大学・博物館の独立行政法人化や自治体での指定管理者制度、ネーミングライツ公募制の導入は史料を遺していく上での公とは何かを再考させる一つの試練であると考えることができる。

おわりに

近年では法隆寺宝物館、興福寺国宝館、東大寺総合文化センターの開館など、かつての大寺院が公による管理から自己管理へと回帰する動きもある。仮に環境が調って、資(史)料が旧来の所蔵者の元に帰還したのは良いことだとしても、環境を調べている高額な、かつ維持費のかかる最新設備が、景気や災害にいかにか脆弱かも将来にわたる不安材料となる。人や場所への帰属を越えて史料が伝えられる場というのはどのようなものなのか今後真剣に考えられなければならないし、公の持つ意味も現在では試練にたたされているといえよう。

古文書室の蒐集文書にもその伝達には十分意が払われなければならない。文化財に対する関心は近年著しく減じているように思われる。古文書の保管を密閉された完

結された系で考えるのではなく、時宜になかった蒐集、原文書から得られる情報の多さを観じてもらう活用、文化財を後世に遺す保管のサイクルを崩すことなく、強烈な意識を持つて格護していかなければ、史料そのものの存在理由が時代によって見失われてしまう状況が出現しても不思議ではない環境に置かれているのである。

註

(1) 末柄豊「蒐集文書の史料論―『反町文書』を素材として―」(平成一九年度極東証券寄附講座 古文書の世界 『古文書の諸相』慶應義塾大学出版会、二〇〇八年七月、非売品)

(2) 『年報三田中世史研究』(6、三田中世史研究会、一九九九年十月) 彙報参照。閲覧に際しては所蔵者荻野惣次郎氏のご配慮を得た。「筆陳」には古文書を貼り込む第一、二帖と和歌短冊を貼り込む上・下二冊からなる(『東京大学史料編纂所報』第八・一五号、一九七三・一九八〇年参照)。荻野氏はこの他軸装文書数点を所蔵される。

(3) 竹僊堂は京都市中京区姉小路寺町東入に所在。昭和四十六年十月三十一日発行した『竹僊堂古書展観図録』は創業五十周年を記念したものであるので、大正年間創業の老舗といえよう。引用書状中の「写し全封仕候」とは、店主が商品研究のために文書を読解・解釈した積文であるか。現当主も文書に対して同様の研究をされている

ようである。

(4) 佐々木孝浩「蹴鞠と免許状」(平成一八年度極東証券寄附講座『古文書の世界』慶應義塾大学出版会、平成一九年九月、非売品)

(5) 「ももける」とは料紙表面の紙の繊維が毛羽立ち、毛玉状になっっている様態を指す。

(6) 『尼門跡寺院大聖寺・宝鏡寺・靈鑑寺古文書目録』(京都府古文書等緊急調査報告書、一九八四年三月)所収。

(7) 田島公「中世天皇家の文庫・宝藏の変遷―蔵書目録の紹介と収蔵品の行方―」(課題番号一〇三〇一〇一五)研究成果報告書『東山御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究』二〇〇一年三月)

(8) 同梱書簡の消印は「落合長崎 26 2 21 後〇5」(表書)「神奈川県藤沢市大鋸御所谷 野村兼太郎様 御直披」(裏書)「徳川林政史研究所 東京都豊島区目白町四ノ四二 電話大塚(86)〇二二七番 所三男 昭和 年二月廿一日」である。

(9) 公共性のある場所に企業名などを冠する権利を自治体が販売するもの。公有財産の処分ではないため安易に行われるが、資料館などでは寄託者が資料の寄託を解消するなどの動きも生じている。